

# 自治会館管理規定

## (目的)

第1条 この会は大成町二丁目自治会館と称し会員相互の親睦と文化の向上及び明るい街づくりのために使用することを目的とする。

## (利用範囲)

第2条 会館を利用できる範囲は次の通りとする。

- 1、当自治会行事に関する会議
- 2、当自治会員と共に利用する会議と、その他サークル
- 3、当自治会員以外の者の利用については特に使用目的を吟味し諾否を決める
- 4、政治、宗教、営業販売等の活動に関する使用は禁止する

## (役員)

第3条 会館運営のため次の役員を置く。

- 1、運営委員長 1名（自治会長兼務とする）
- 2、運営委員若干名（委員長が任命する）

## (職務)

第4条 運営委員長は会館を総括的に運営管理する。  
運営委員は委員長を補佐し実務的な事項を処理する。

## (利用方法)

第5条 利用方法については次の通りとする。

- 1、利用申し込みは予約制とし、利用者は運営委員に連絡し申込書に必要事項を記入し利用料金を添えて事前に申し込みを行う。
- 2、運営委員は利用申込書を確認し利用を許可する。但し自治会で必要事態が発生したとき及び会員の葬儀が許可された場合は日時を変更させる事ができる。
- 3、利用者は利用当日運営委員より会館の鍵を受取り利用後は速やかに運営委員に返却すること。

## (利用上の遵守事項)

第6条 会館の利用にあたっては次の事を守らなければならない。

- 1、全館禁煙とする。
- 2、設備及び備品の取り扱いは十分に注意し万一損傷又は紛失した場合は運営委員に報告し、場合により時価相当額を弁償しなければならない。
- 3、使用後の部屋は清掃し、備品は元あった場所に戻すこと。
- 4、使用後は室内の消灯、水道及びガスの元栓の確認と火気については十分に注意し、出入りの自由な部屋などは侵入者のいない事を確認の上、玄関及び出入り口の門を施錠し退館すること。
- 5、使用後にでるゴミ等は、使用者各自が責任を持って残さず持ち帰ること。

(使用時間)

第7条 利用時間について

午前は9時より12時まで、午後は13時より17時までとする。  
夜間は18時より21時までとする。

(料 金)

第8条 利用料金については、次のように区分する。

	1階ホール	午前	午後	夜間
イ	会員	500円	700円	1,000円
ロ	会員外を含む	700円	1,000円	1,500円
ハ	会員以外の者	1,000円	1,500円	2,000円
ニ	※ 空調料金は1時間 500円 (コイン式)			

	2階ホール	午前	午後	夜間
イ	会員	300円	500円	700円
ロ	会員外を含む	500円	700円	1,000円
ハ	会員以外の者	700円	1,000円	1,500円
ニ	※ 空調料金は1時間 300円 (コイン式)			

	和室 一室	午前	午後	夜間
イ	会員	300円	500円	700円
ロ	会員外を含む	500円	700円	1,000円
ハ	会員以外の者	700円	1,000円	1,500円
ニ	※ 空調料金は1時間 100円 (コイン式)			

※会場を午前、午後、夜間と使用する場合は、それぞれの料金を加算する。

※自治会の行事、役員会及び高砂会、囃子連、神輿会、商工会、大成町二丁目地区小・中PTA等の利用は無料とする。

※自治会館にて葬儀を行う場合は、御遺骨にしてから『お別れの会』とする。  
尚、細則は別に定める。

(備品の貸出)

第9条 当自治会員より備品の借用希望があった時は、下記料金で貸し出しする事が出来る。

備品名	貸出単位	料金
テーブル	1脚	50円
椅子	1脚	20円
座布団	10枚	500円
リヤカー	1台	500円
カラオケ器具	1回	1,000円
ビデオ器具	1回	1,000円
放送器具	1回	500円

※ 午前のみは1回分の使用料金  
午前、午後は2回分の使用料金  
午前、午後、夜間は3回分の使用料金となります。

第10条 この規定に定めのない事項については運営委員会で協議決定する。

附 則

この規定は平成12年4月1日より施行する。

この規定は平成15年4月10日より施行する。

# 大成町二丁目自治会自主防災会会則

## (設置目的)

第1条 大成町二丁目自治会自主防災会は、地域連帯と相互扶助の精神に基づいて、日頃からの防災意識の高揚を図るとともに、地震・風水害等の災害が発生した場合においては、災害応急対策の万全を期し、地域の秩序の維持と住民福祉の確保を図るために設置する。

## (組織の名称及び所在地)

第2条 1 この会の名称は大成町二丁目自治会自主防災会（以下「会」という）という。  
2 この会の事務所はさいたま市大宮区大成町二丁目176番地、大成町二丁目自治会館に置く。

## (役員)

第3条 1 この会に本部長、副本部長及び防災アドバイザー並びに事務局を置き、本部長、副本部長は自治会役員より選出する。  
2 事務局及び次条に定める班に班長、自治会各部員及びスタッフを置き、本部長が委嘱する。  
3 第1項の役員の任期は、1年とし、再任をさまたげない。

## (組織及び任務)

第4条 第1条の目的を遂行するために次の班を置き、それぞれの別表に定める任務を分担する。  
総務班・消火班・環境班・情報班・避難誘導班・救援救護班・食糧班・物資班

## (防災会議)

第5条 1 会の運営及び活動を協議するため防災会議を開く。  
2 防災会議は役員をもって構成し、必要のつど本部長が招集する。

## (対策本部)

第6条 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、必要に応じて、大成町二丁目自治会館内に、対策本部を設置する。

## (市その他関係機関及び団体等との協力体制)

第7条 会は災害応急対策の万全を期すため、市その他関係機関並びに隣接自治会等と常に緊密な連絡をとり、応援協力体制を確立しておくものとする。

## (各世帯の心得)

第8条 各世帯は、いつでもどこでも災害に対処できるよう日常の備えと心構えを身につけるとともに、会の指示に従い、その活動が円滑に遂行できるよう協力するものとする。なお、指定場所については、別記による。

## (委任)

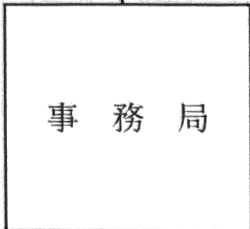
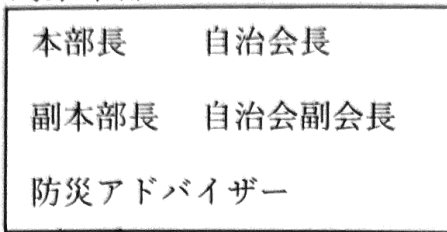
第9条 この会則に規定するもののほか、この会の運営に必要な事項は防災会議で定める。

## 附 則

この会則は平成22年4月1日より施行する。  
この会則は平成25年4月1日より改正する。  
この会則は平成28年3月6日より改正する。  
この会則は平成29年3月5日より改正する。

# 大成町二丁目自治会自主防災会組織編成図

## 対策本部



## ＜自主防災会会則の別表＞ 任 務 分 担 表

班 名	平 常 時	災 害 時
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災計画の策定</li> <li>・年間の活動計画の策定</li> <li>・防災知識の普及・啓発</li> <li>・会の庶務及び経理</li> <li>・防災機関との連携</li> <li>・各班合同の防災訓練の実施</li> <li>・身近な地域の防災拠点運営訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の設置及び運営</li> <li>・大成小、大成中避難場所との連絡調整</li> <li>・各班との連絡調整</li> <li>・身近な地域の防災拠点の設置及び運営</li> <li>・居住区画設置</li> <li>・避難者台帳作成</li> <li>・生活ルールの作成</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火防止、消火器等の消火技術の習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火活動</li> <li>・火災情報等の本部及び関係機関への連絡</li> </ul>
環境班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレ、ゴミ集積所の設置訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレ、ゴミ集積所の設置</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する情報の収集、記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集・伝達、広報活動</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路、避難場所の確認と危険箇所（川、ブロック塀等）の点検</li> <li>・自治会区域内及び周辺の防災マップ作成</li> <li>・人員名簿の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員確認</li> <li>・指定避難場所の設置協力</li> <li>・住民の避難誘導</li> </ul>
救援救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の把握</li> <li>・救護活動を行うための資機材の技術習得や応急手当訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者安全確保、救援</li> <li>・救護所の設置・運営</li> <li>・負傷者の救護</li> <li>・医療機関との連携</li> <li>・救援物資受け入れ、配分</li> </ul>
食糧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食給水活動の訓練</li> <li>・地元食料販売者との食料供出協定</li> <li>・飲料水（大成小学校） 震災対策用応急給水施設（耐震型地下式貯水タンク）</li> <li>・生活用水（大成中学校） 災害用井戸 防災用井戸の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧、飲料水の調達、配分</li> </ul>
物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資、食糧、日用品等の運搬、受出配分訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資、食糧、日用品等の運搬、受出配分</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会対策本部の運営に係る庶務及び経理並びに各班との調整を行う。</li> </ul>	

\* 災害時には、分担表の任務以外でも、各班とも協力しあいながら、臨機応変の措置を行うようにする。

## 高砂会会則

- 第 1 条 この会は、大成町二丁目高砂会 クラブと称する。
- 第 2 条 この事務所は、大成町二丁目自治会館に置く。
- 第 3 条 この会は、大成町二丁目内に居住する 60 才以上の者を以って組織する。
- 第 4 条 この会は、会員相互の組織を図るを以って目的とする。
- 第 5 条 この会は、目的達成のため次の部を置く。総務・保健体育・文化・女性
- 第 6 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の行事を行う。
- イ、会員相互の援助事業
  - ロ、講演会、懇談会の開催
  - ハ、長寿の祝い、慰安会、民謡、踊りの会等の開催
  - ニ、社会奉仕、研修旅行、健康増進活動等の開催
  - ホ、その他、この会の目的達成のための必要と認めた事業
- 第 7 条 この会に次の役員を置く。
- |     |     |       |   |     |   |
|-----|-----|-------|---|-----|---|
| 会 長 | 1 名 | 副会長   | 名 | 女性部 | 名 |
| 総務部 | 名   | 保健体育部 | 名 | 文化部 | 名 |
| 幹 事 | 名   | 会 計   | 名 | 監 事 | 名 |
- 第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。
- イ、会長はこの会を代表し会務を総理する。
  - ロ、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは年長の副会長がこれを代理する。
  - ハ、幹事は会員間の連絡及び会務を補佐する。
  - ニ、会計は会計を担当し、監事は会計を監査する。
  - ホ、会長は会務を遂行するため事務局を置くことができる。
- 第 9 条 この会には相談役若干名を置くことを得る。  
相談役は幹事会の推薦に依り、会長の諮問に応ずる。
- 第 10 条 役員を選出は、総会前に役員会の互選により決定し、総会に報告する。  
その任期は 2 ヶ年とする。補欠は前任者の残任期間とする。
- 第 11 条 この会の事業運営に要する経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入を以って当てる。
- 第 12 条 会費は総会の決議により年間拠出金額を決定する。
- 第 13 条 この会に役員会を置き、各クラブから 名宛を以って組織し、会長が招集し、会の重要な協議を行う。
- 第 14 条 総会は年 1 回 4 月に開催する。但し必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 第 15 条 この会の会計年度は 4 月に始まり、翌年 3 月を以って終わる。
- 第 16 条 この会の会則は総会において、出席人数の 3 分の 2 以上の賛成がなければ変更することができない。

## 細 則

- 第 1 条 この会の会費は、年間 1,200 円とする。
- 第 2 条 この会に帳簿を備えつける。即ち会員名簿、会則、会計簿、その他必要な帳簿。
- 第 3 条 町内に 60 才に達した人、または転入者でこの会に入会希望する者があるときは、速やかに入会手続きを行うものとする。
- 第 4 条 慶弔見舞金は次のとおり定める。
- イ. 会員に不幸のあった場合は弔慰金を贈る。但し告別式が自宅の場合は希望により花輪を贈る。
  - ロ. 長寿の祝いは祝い金として、88 才の方に 5,000 円と 95 才の方に 7,000 円を贈る。
- 第 5 条 この会則のほか、必要に応じ役員会で決定することができる。  
但し、決定事項は総会に報告し承認を得るものとする。

## 附 則

- この会会則は、昭和 40 年 5 月 5 日より施行する。
- この会会則は、昭和 63 年 4 月 17 日より施行する。
- この会会則は、平成 5 年 6 月 5 日より施行する。
- この会会則は、平成 10 年 4 月 15 日より施行する。
- この会会則は、平成 15 年 4 月 14 日より施行する。